

令和8年2月16日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 3 2 回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和8年2月16日(月) 午前9時00分
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員
2番 山重 義則 君 3番 中元 茂雄 君
4番 鈴木 喜義 君 5番 菅岡 利夫 君
6番 下土井 進 君 7番 岡本 幸子 君
8番 寺西 久美子 君 9番 亀山 真由美 君
11番 勝本 澄人 君 13番 宮本 三雄 君
- 4 欠席委員 10番 原田 淳一 君 12番 斉藤 貴之 君
- 5 欠員 1名
- 6 説明のため出席した者
事務局長 楠原 慎太郎 君
事務局次長 中原 賢 君
- 7 記事ならびに議事録調整者
事務局主任 相本 裕紀 君

会議に付議した事項

- 議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第149号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第150号 農地の賃借料情報の提供について

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、余田新庄地区担当委員の意見を求めます。

下土井委員。

6番 下土井君 整理番号1番につきましては、事務局と現地確認を行っております。地図にあるとおり、地目は田ですが、現況畑となっている所になります。この度の案件は、以前宅地造成した際の護岸と一体的に続いておりますが、今後畑として利用していただくのであれば、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第147号の整理番号1番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第147号の整理番号1番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第148号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 (5条-1) 議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●●●●●番 地目 田 面積108㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は相続により申請地を取得しましたが、耕作管理が困難なため受人の要望により譲り渡すものです。
受人は申請地の近隣に居住しており、敷地内の駐車面積が狭いため申請地に自己用及び来客用の駐車場2台分を整備するものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から北に約850mの距離にある●●●●●●●●●●付近の農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準

は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 畑 面積9.48㎡
です。

既に転用目的である下水管の埋設工事が実施されており、違反転用による事後申請です。

申請地は受人の住宅の隣接地で、20年以上前に集落排水整備工事が行われた際に、自宅の敷地内に下水管を引き込む場所がなく、受人の父親が隣接の申請地を借りて工事を行ったものです。

このたび転用部分の分筆を行い、渡人受人の双方より始末書も提出されております。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から南東に約1.2kmの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 畑 面積6.3㎡
です。既に転用目的である自宅への進入路の工事が実施されており、違反転用による事後申請です。

道路から受人の自宅への進入路がなく、平成30年頃に進入路として工事を行ったものです。

このたび転用部分の分筆を行い、渡人受人の双方より始末書も提出されております。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から北西に約270mの距離にある●●●●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は特定施設の柳井市役所大島出張所から300m以内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番及び2番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

下土井委員。

- 6番 下土井君 整理番号1番及び2番につきましては、現地確認を行っております。整理番号1番については、受人がすぐ上に宅地を持っており、宅地の反対側からの進入路も狭い事情もあるため、駐車場として用地を取得したいとのことです。現在、車をとめれる状態になっており、排水等も問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 整理番号2番についてですが、昭和の終わりに●●●●集落排水事業を実施してはりましたが、渡人の畑を通らないと排水パイプが設置できない状況でした。当時、先代同士が口頭で合意していたとのことです。この度、●●●●地区の圃場整備事業を実施するにあたり、境界線の確認中にこの案件が浮上したため、整理しておきたいとのことです。特に問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 宮本君 整理番号1番及び2番につきまして、他に質疑はございませんでしようか。
- (質疑なしの声あり)
- 整理番号1番及び2番につきましては、質疑なしと認めます。
- 議長 宮本君 続いて、整理番号3番につきまして、大畠柳井地区担当委員の意見を求めます。
- 中元委員。
- 3番 中元君 整理番号3番につきましては、事務局と現地確認を行っております。正確な実施時期は不明ですが、コンクリート舗装が行われております。始末書も提出し、特に問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質疑はございませんでしようか。
- (質疑なしの声あり)
- 整理番号3番につきましては、質疑なしと認めます。
- 議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第148号の整理番号1番から3番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
- (全員異議なく挙手)
- 全員挙手と認めます。
- よって、議案第148号の整理番号1番から3番につきましては、可決・承認と決めます。
- 議長 宮本君 続きまして議案第149号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君

議案第149号 農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、柳井市長より農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められています。

番号1番でございます。

申請者は●●●●氏で、●●字●●●●●●●●●●番 地目 畑 面積403㎡です。

変更後の用途は、自宅への進入路の拡幅で、変更内容は除外です。既存の赤線が通っておりますが、幅員が狭く車が通行できないため、住宅の建て替えに伴い拡幅するもので、既に工事が実施されております。

続きまして、番号2番でございます。

申請者は●●●●氏で、●●字●●●●●●●●●●番 地目 畑 面積847㎡です。

変更後は、非農地へ地目変更するもので、変更内容は除外です。現地は竹木等が繁茂しており、農地への再生利用が困難な状況です。

農用地におきましては、現況確認書による非農地証明書の交付は行っておりませんでした。非農地除外につきまして、国から示された「農業振興地域に関するガイドライン」の第16の1の(1)の④に基づき、除外後に非農地証明書を交付しております。

具体的には、農地が既に山林や原野化し、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断された農用地区域内農地については、農用地区域からの除外が可能なものです。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

番号1番につきまして、日積伊陸地区担当委員の意見を求めます。
山重委員。

2番 山重君

番号1番につきましては、事務局と現地確認を行っております。宅地建て替えに伴う進入路の拡幅を行うものです。きれいに整備され特に、問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、番号2番につきまして、大畠柳井地区担当委員の意見を求めます。
中元委員。

3番 中元君 番号2番につきましては、事務局と現地確認を行っております。葛と小さな笹が繁茂しており、農地性はないと思います。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号2番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第149号の番号1番及び2番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第149号の番号1番及び2番につきましては、可決・承認と決めます。

(下土井委員が挙手)

それでは下土井委員

6番 下土井委員 農振農用地の指定の件についてですが、この度も完全に荒廃地や住宅進入路になっているところが、農振農用地として残っています。3、4年前に農振農用地の見直しがありました。当時も地域の方から除外してほしいとの要望は多くありました。しかし、行政部局の判断でそのまま農振農用地のままとなっています。難しいことですがこの問題を今後どう対処いくかを我々含め、行政部局も考えていく必要があるということが、私からの意見になります。

議長 宮本君 毎年の農地パトロールで現状を把握し、地権者と連絡を取っていかねば、整備計画から農振農用地を外していくことが難しいのではないかと思います。私も以前から、整備計画にそぐわないものについては、除外していくべきものだと考えています。

6番 下土井委員 農地パトロールの結果を行政部局に伝えても除外していないことが大きな問題だと思います。国からの指導で農振農用地の面積維持があるかと思いますが、行政部局には発想を変えてほしいと思います。

局長 楠原君 わかりました。本日、農振協議会がありますし、次の農振農用地の見直しが令和12年にございます。ご意見を行政部局である農林水産課に伝えていきたいと思ひます。

議長 宮本君 続きまして議案第150号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第150号 農地の賃借料情報の提供についてご説明いたし
ます。

柳井市賃借料情報をご覧ください。
農地法第52条において、「農業委員会は、借賃等の動向に関する情報の提供を行うものとする。」と規定されており、これに基づき賃借料情報の提供を行うものです。

令和7年1月から12月までの1年間の賃貸借契約の実績をもとに、地区ごとに基盤整備地域及び未整備地区に分け、平均額、最高額、最低額を算出しています。

データは全て利用権設定に係るもので、賃貸借は343筆、使用貸借は444筆ありました。

賃貸料の水準の算出については、契約件数が5件未満のものは集計から除外し、平均よりも著しく高額又は低額のものも除外しています。

物納の場合は、JA山口米概算金1等コシヒカリ60kgあたり25,500円に換算して計算しています。

なお、この賃借料情報はあくまで参考ですので、実際の貸借においては当事者間で話し合っ
て決めていただくこととなります。

総会において承認後、柳井市のホームページで公表する予定です。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございませんでしょうか。

他所では耕作する側が管理料を受け取るという話もあると聞いたことがあります。これまでの賃貸借及び使用貸借の形態だけではなく時代に合せて考えなければならないと思ひます。

(下土井委員が挙手)
それでは下土井委員。

6番 下土井委員 作る側がもらうということですか。

議長 宮本君 管理料として作る側がもらうと聞いています。

6番 下土井委員 わかりました。この賃借料は1月から12月までとのことですが、余田・新庄の圃場整備地区は、反当りためし耕作2,500円、本耕作が5,000円になっていますが、一部5,000円になっているところもあります。一年遅れで5,000円になっていくということでしょうか。

局長 楠原君 最終的には、余田・新庄の圃場整備地区は反当り5,000円になります。

議長 宮本君 他に意見は、ございますでしょうか。
(質疑なしの声あり。)

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第150号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第150号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 以上をもちまして総会は閉会とします。
(閉会 午前 9時 32分)